

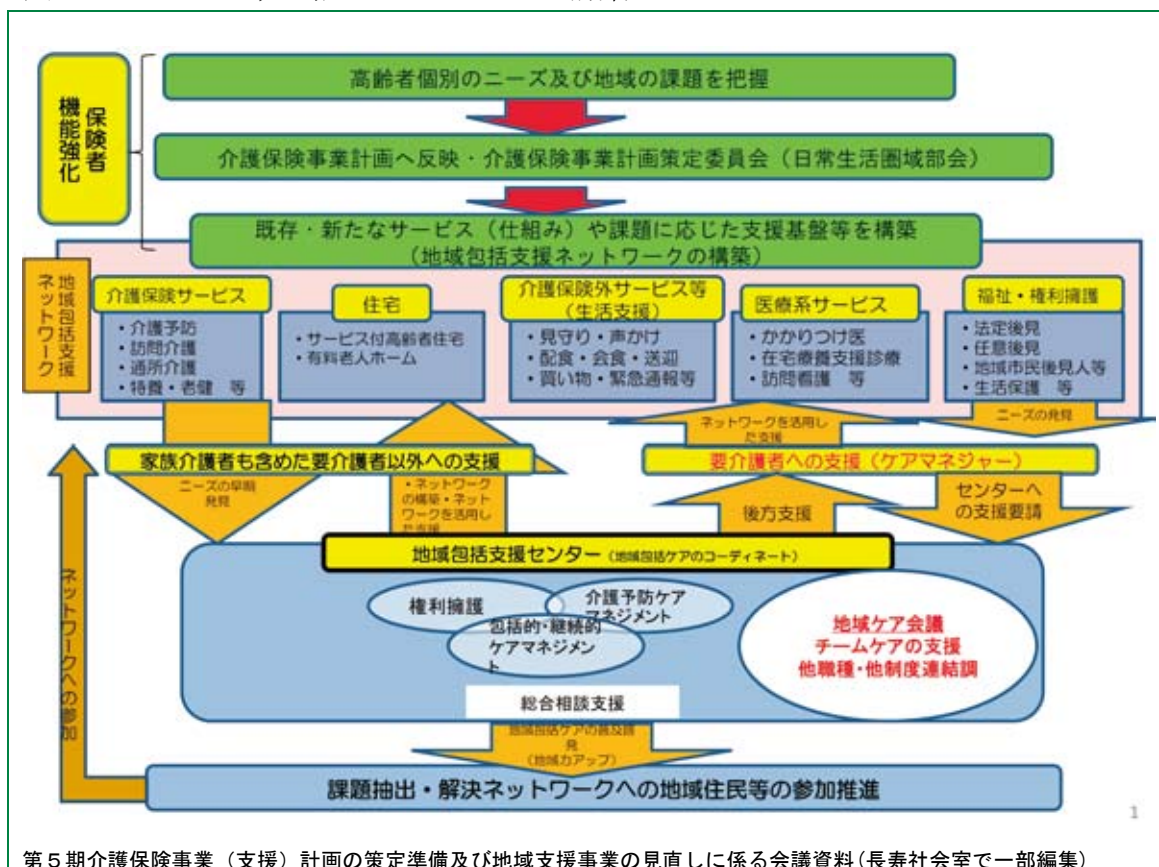
### 3 地域包括ケアの構築

#### (1) 地域包括支援センターの運営支援

##### (現状と課題)

- 地域包括支援センターは、2006（平成 18）年 4 月 1 日から介護保険法の改正に伴い創設され、県内では、2011（平成 23）年 4 月 1 日現在、54 のセンターが市町により設置運営されています。
- 地域包括支援センターの目的は、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することであり、介護予防ケアマネジメント、総合相談、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメントの機能強化が求められています。
- 地域包括支援センターを中心とした地域包括ケアの充実に向けて、2007（平成 19）年度から、地域包括支援センター職員の資質向上、権利擁護及び介護予防をテーマにした研修を実施し、2010（平成 22）年度までに延べ 1,888 名が受講しています。また、地域包括支援センター連絡会議の開催やメール及びホームページの活用により、地域包括ケアの推進に関する情報の提供や共有を図っています。
- それぞれの地域で、市町・地域包括支援センターが中心となって、住民・関係機関と協働して効果的な地域包括ケア体制の整備が進められていますが、今後も、地域固有の課題解決に取り組み、介護サービスのみならず、地域の保健・医療・福祉サービス、さらには、インフォーマルサービス等との連携やコーディネート機能を強化していく必要があります。

図 3-3-1 地域包括ケアシステムの構築

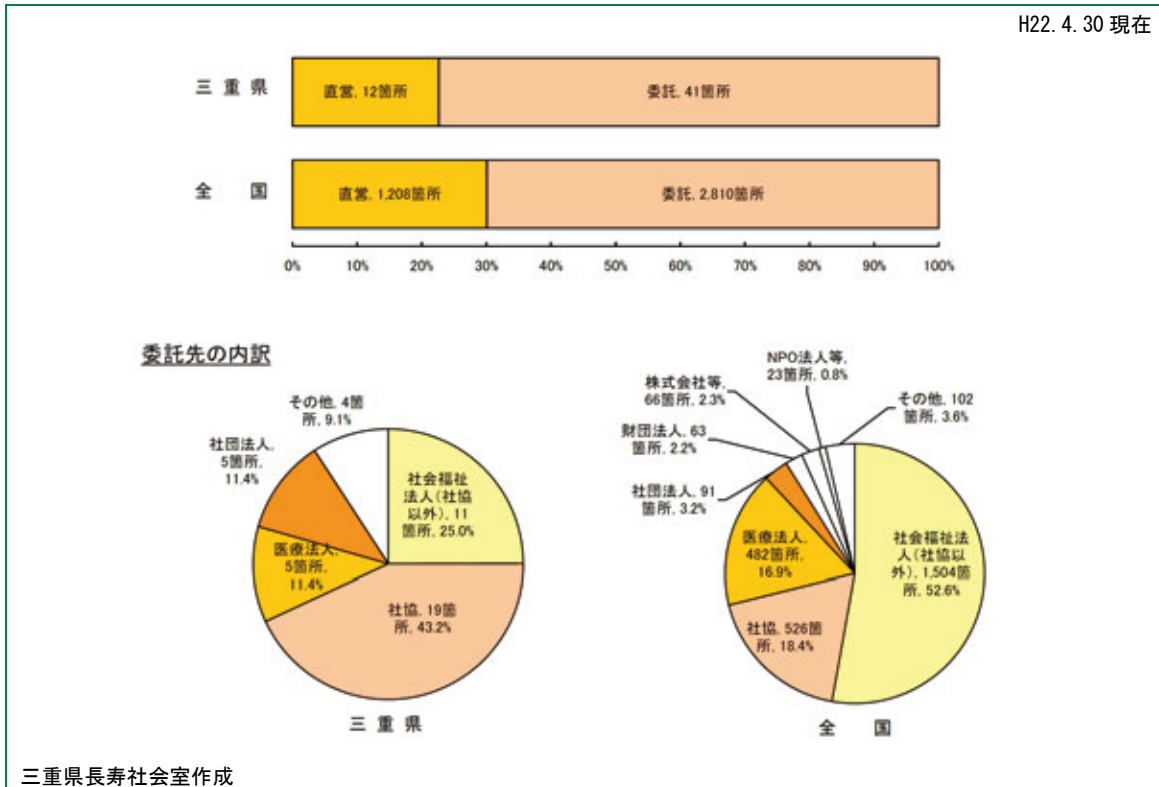


第5期介護保険事業（支援）計画の策定準備及び地域支援事業の見直しに係る会議資料（長寿社会室で一部編集）

- 地域包括支援センターは、地域課題を把握し必要なサービスを提供するために、その調整能力が期待されていることから、基幹的なセンターは市町が直接運営することが望ましいとされていますが、2010（平成 22）年 4 月 30 日現在、県内の地域包括支援センターの 77.4%が委託により運営されている状況にあります。
- 介護保険法の改正により、2012（平成 24）年度から、地域包括支援センターの設置主体である市町は、包括的支援事業の委託にあたって、当該事業の実施に係る方針を示し、設置目的の具現化に取り組む必要があります。

図 3-3-2 地域包括支援センターの委託の状況

H22. 4. 30 現在



(県の取組)

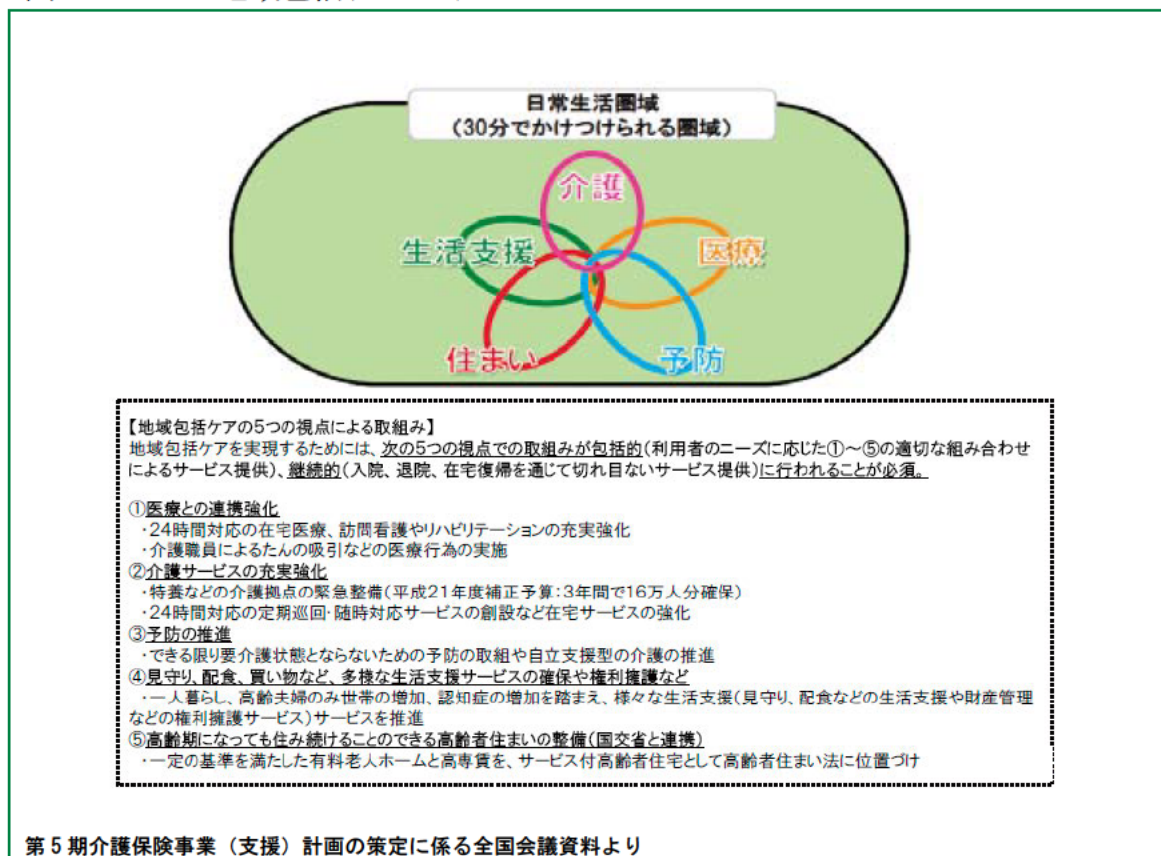
- 地域包括支援センター等の職員を対象として、地域のニーズ把握やネットワーク形成力向上等に関する研修を行い、地域包括支援センターの機能強化を支援します。
- 地域包括支援センターのコーディネート機能を充実させるため、地域ケア会議や事例検討会等へ介護や医療、福祉分野の専門家をアドバイザーとして派遣し、医療・介護等の多職種連携や地域のネットワーク構築等を支援します。

## (2) 地域包括ケア

### (現状と課題)

- 一人暮らし高齢者や認知症高齢者が増加するなど、高齢者を取り巻く環境が変化する中で、高齢者が住み慣れた自宅や地域において最期まで暮らし続けるためには、介護、予防、医療、生活支援サービス、住まいの5つを一体化して提供していく「地域包括ケアシステム」を構築する必要があります。
- 地域包括ケアについては、2007（平成19）年12月に策定した「みえ地域ケア体制整備構想」の中で、その方向性が示されているところですが、2011（平成23）年6月の介護保険法等改正法により、国及び地方公共団体の責務として新たに規定されました。
- 地域包括ケアを推進するに当たっては、①地域課題、②地域資源の状況、③高齢化の進展状況等、市町によって、それぞれ状況が異なることから、市町は、まず、地域における介護ニーズを把握し、介護サービスを適切に提供することが求められています。さらに、地域の課題や状況等に適した見守り・配食等の生活支援サービスを提供するなど、地域の住民やボランティア団体などによる介護保険制度外のサービスを含めた地域づくりが必要となります。
- 地域包括ケアの実現に向けた取組を進めるためには、多くの人に介護を身近なものとしてとらえてもらうとともに、それぞれの立場で介護を考え、関わってもらうことが重要です。介護する人が、介護に追い詰められることなく介護を続けるためには、家族や地域の人たちの理解とサポートが欠かせません。
- 2008（平成20）年に、国民からの意見公募により、11月11日が「介護の日」と定められたことを契機に、「介護の日」を中心に全国各地で様々な啓発活動が行われています。
- 県でも、引き続き、地域包括ケアに関する現状の取組や介護の意義や重要性について啓発を進める必要があります。

図 3-3-3 地域包括ケアのイメージ



### (県の取組)

- 地域包括ケアを提供できる仕組みを構築し、有効に機能させていくために、介護サービス事業者、医療機関、民生委員、ボランティアその他の関係者間の連携等について、県内外の先進的な取組事例等の情報提供等を行います。
- 介護についての理解と認識を深めることを目的に、シンポジウムを開催や街頭での啓発など、介護の意義や重要性についての周知活動を行います。

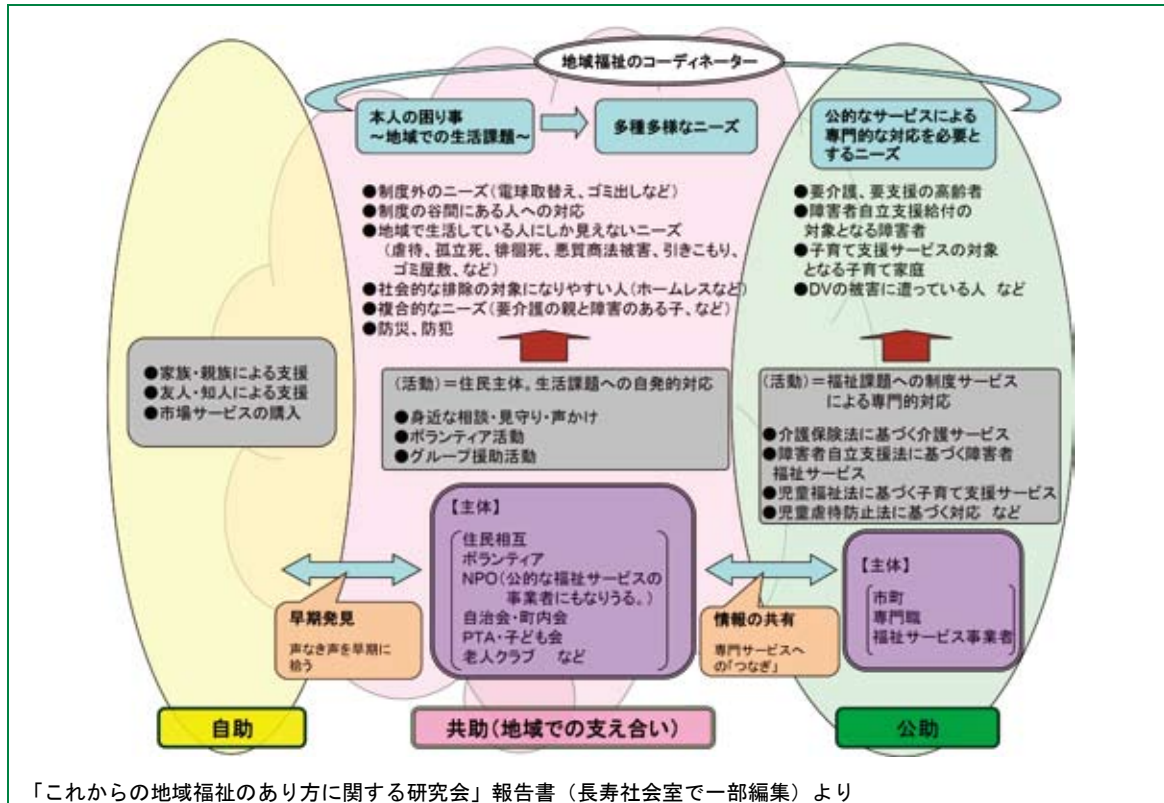


### (3) 支え合い体制づくり

#### (現状と課題)

- 日本の高齢者は家族・親族という血縁関係を中心に人間関係を構築しており、近所や友人との関係が希薄な傾向にあり、誰とも会話をしない、近所づきあいをしない、困ったときに頼る人がいないなど、高齢者の社会的孤立化が懸念されています。
- かつての地域社会では、地縁・血縁による助け合いが行われてきましたが、単身高齢者・高齢者のみの世帯の急増、親族間・地域社会等との交流が希薄となるいわゆる「無縁社会」が広がりつつあり、地域社会の支え合いは弱体化しています。
- 独居や高齢夫婦だけの世帯では、介護や医療のみならず、多種多様な生活支援が必要です。企業、NPO、自治会など、地域にはそれぞれの担い手となる社会資源があることから、市町は、地域支援事業を活用するなど地域の実情に応じて柔軟な取組を進める必要があります。
- 高齢者が参加しやすいボランティア活動や若者との交流事業などを通じて、地域における「居場所づくり」を進めつつ、高齢者の地域における見守りや安否確認のネットワークを構築し、支え合いの体制を整備、運用していくことが求められています。
- 在宅で寝たきりの高齢者や認知症の高齢者を介護する介護者に対しても、介護に必要な紙おむつ等の介護用品の支給や介護者相互の交流会等の開催などにより、経済的・精神的負担の軽減に向けた取組が進められています。
- 2010（平成 22）年 3 月に発行した「みえ地域ケア体制整備調査研究事業報告書」では、県内各地域の支え合いの注目すべき事例について集約しており、これらの取組を参考として地域の実情に合わせて、必要な支え合いの体制整備と活動を広めていく必要があります。

図 3-3-4 支え合い体制づくりのイメージ



### (県の取組)

- 地域における支え合い活動を立ち上げるため、市町、自治会・町内会、NPO、福祉サービス事業者等の多様な主体が協働して行う、見守り活動チーム等の人材育成、世代間交流の場や高齢者の生きがい活動等の地域における拠点整備、先進的・パイロット事業の立ち上げなどに対して、助成を行うなど支援します。
- 地域の支え合い活動の取組が継続されるよう、活動の主体となる関係者等で構成する推進会議を開催し、活動の意見交換や今後の推進方策等について検討します。また、市町連絡会議などにより、推進会議での意見や支え合い活動の先進事例等の情報共有を図り、地域の支え合い活動を推進する機運を醸成していきます。
- 在宅で寝たきりの高齢者や認知症の高齢者等を介護する介護者を経済的・精神的に支えるため、引き続き地域支援事業交付金の交付等を通じて介護用品の支給や介護者の交流事業等を実施する市町の取組を支援します。

## (4) 権利擁護・虐待防止

### (現状と課題)

#### (権利擁護)

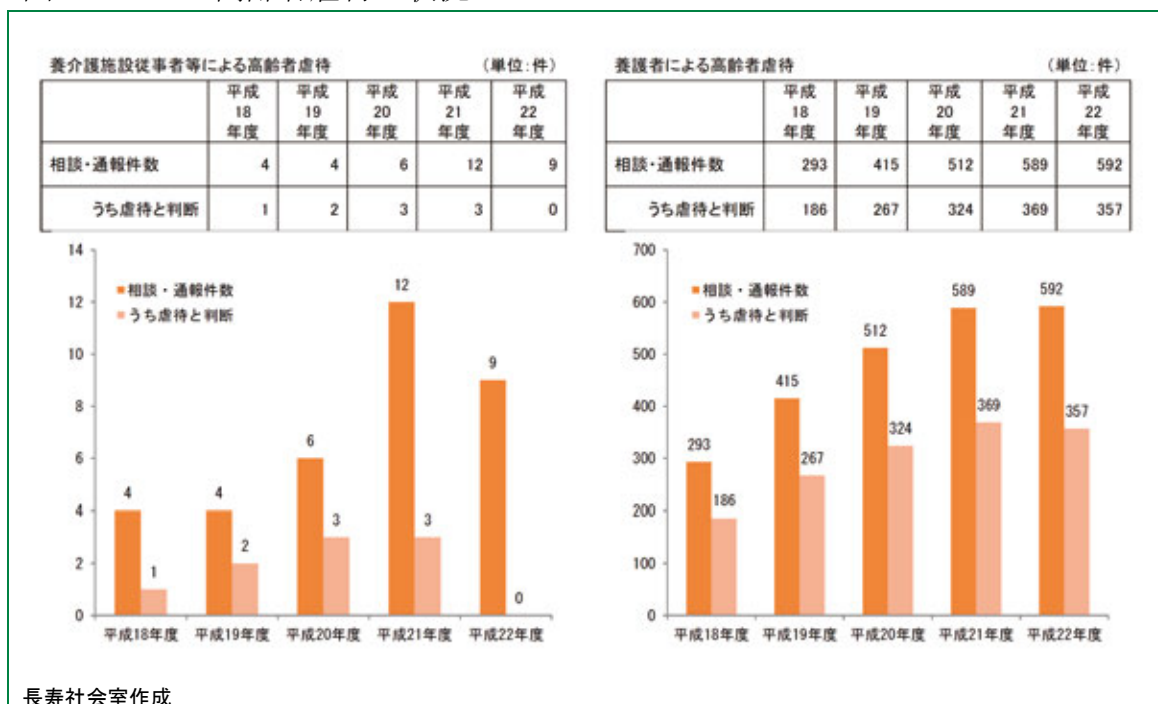
- 介護保険制度の導入により、介護サービスの利用が措置から契約へ移行されましたが、認知症高齢者や知的・精神障がい等を有する高齢者が、十分な判断能力がないために必要なサービスが受けられてないケースがあります。
- 高齢者の人権を尊重した介護保険施設のケアの一環として、引き続き「身体拘束の廃止」を推進する必要があります。

#### (虐待防止)

- 近年の核家族化、少子化の進行及び扶養意識の低下等により、身体的・精神的に弱くなった高齢者に対する養護者及び養介護施設従事者等による虐待の事例が報告されています。
- 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）（以下「高齢者虐待防止法」という。）」に基づき、家族、介護保険サービス事業者等の介護を受けている高齢者の権利を守ることが必要です。
- 毎年度、各市町を通じて高齢者虐待の相談・通報件数等の把握を行っていますが、2010（平成22）年度に各市町に寄せられた高齢者虐待の相談・通報件数は601件で、前年度と同数となっています。このうち、市町が高齢者虐待と認定した件数は357件であり、前年度と比べて15件、4%の減少となっています。



図 3-3-5 高齢者虐待の状況



- 高齢者虐待は、「潜在化して外から見えにくい」場合も多く、自治会や民生委員などによる見守りのネットワークを構築し、早めに相談・通報が寄せられる体制を構築することが重要です。志摩市では、自治会、民生委員、金融機関（銀行、JA、郵便局、漁協）、商店など数多くの地域の関係者が「あんしん見守りネットワーク」を組織し、虐待の早期発見に結びつけています。このようなネットワークを県内全域で構築できるよう市町を支援していくことが、虐待防止に有効であると考えています。
- 市町においては、高齢者や養護者に対する相談・指導・助言から、高齢者の安全確認、虐待等事実確認、措置及びそのための居室の確保、立入調査の実施、養護者の負担軽減のための相談や助言、それに必要な措置など、第一義的に責任を持つ役割を担うことが、高齢者虐待防止法に規定されています。なお、高齢者虐待という複雑な問題に対応するには、市町だけの対応では困難なケースもあることなどから、三重県においては、三重弁護士会及び三重県社会福祉士会による「高齢者虐待防止チーム」を地域ごとに設置し、市町からの専門相談に応じる体制を敷いています。

(成年後見制度)

- 成年後見制度は、認知症高齢者などの判断能力が不十分な人を支援していくための制度です。本人、配偶者、4親等以内の親族、市町村長の申立により、家庭裁判所が本人の身上監護及び財産管理のできる適任者（「成年後見人等」）を選びます。成年後見人等は、親族のほか、弁護士、司法書士、社会福祉士などの第三者が選ばれることもあります。
- 高齢者虐待防止法において、成年後見制度の利用促進が国及び地方自治体の役割として位置づけられており、三重県では、高齢者虐待防止研修会等において制度の紹介を行っています。
- 地域包括支援センターでは、社会福祉士等による権利擁護業務の一環として、「成年後見制度の普及・広報」の実施、「成年後見の申立ての支援」などを行っています。これらは、地域支援事業の任意事業として実施することができます。
- 三重県社会福祉協議会では、認知症高齢者等の地域での自立した生活の継続を目的に、成年後見制度とも連携して福祉サービスの利用援助やそれに付随した日常的な金銭管理等の援助を行う日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）が実施されています。
- 2011（平成23）年6月の介護保険法等改正法により老人福祉法が改正され、市町村は、後見、保佐及び補助の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るために必要な措置を講ずるよう努めること、また県としては、市町の措置の実施に関し助言その他の援助を行うよう努めるものとする事とといった、市町及び県の努力義務が規定されました。

## (県の取組)

---

- 判断能力が十分でない認知症高齢者等が地域で適正に福祉サービスが受けられる体制整備を行うために、「地域福祉権利擁護センター」を設置運営する三重県社会福祉協議会に対して支援を行うとともに、成年後見制度の利用推進に向けた検討等を行います。
- 「高齢者虐待防止法」に基づき、三重県社会福祉士会等の関係団体と協力し、高齢者虐待防止及び養護者等に対する支援に向け、高齢者福祉業務に携わる関係職員向けの研修会等を実施し、職員の資質向上を図るとともに、市町に対して必要な助言等を行います。また、同法に基づき、高齢者虐待の状況及び講じた措置について公表を行います。
- 施設等の介護における「身体拘束」が原則禁止となっている趣旨を踏まえて、身体拘束に関する基礎知識等の研修を実施します。
- 引き続き、三重弁護士会及び三重県社会福祉士会による「三重県高齢者虐待防止チーム」の地域ごとの設置を支援するとともに、市町からの相談やネットワーク形成等を支援します。
- 「成年後見制度」について、権利擁護研修会等において制度の周知を図るとともに、地域支援事業交付金の交付等を通じて市町の利用促進を支援します。